



埼玉県報

第 2 5 7 5 号
平成 26 年 3 月 11 日
火 曜 日

目 次

規則

- [交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則\(地域課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成25年埼玉県告示第1267号の一部を改正する告示\(産業人材育成課\)](#)
- [建設業法第29条第1項の規定に基づく許可取消処分\(建設管理課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [越谷都市計画公園事業の事業計画の認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [宅地建物取引業法による聴聞\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [県道蕨停車場線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県指定有形民俗文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定有形文化財の追加指定\(生涯学習文化財課\)](#)

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月11日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第 2 号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第 3 号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 上尾警察署の項中

小	室 交 番	北 足 立 郡 伊 奈 町	を
小	室 交 番	北 足 立 郡 伊 奈 町	に改める。
羽 貫 駅 前 交 番			

別表第 2 上尾警察署の項中

川 田 谷 駐 在 所	桶 川 市	を
六 道 駐 在 所	北 足 立 郡 伊 奈 町	
川 田 谷 駐 在 所	桶 川 市	に改める。

附 則

この規則は、平成26年 3月13日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みらい
- 三 代表者の氏名
櫻井 由美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市小前田千八百八十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営のもと、保護者の就労等によって保育が必要とされる児童に対して、豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築き、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人デザイン輪
- 三 代表者の氏名
金子 京子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上柴町東五丁目十八番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、学習、文化、交流、空間という視点から新たなサービス事業を生み、公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十六年年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
- ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本の額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ダイエー草加店

（変更後）ダイエー草加店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

ハ 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

ニ 届出年月日

平成二十六年二月二十六日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から翌午前一時

（変更後）午前七時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から翌午前一時三十分

（変更後）午前六時三十分から翌午前一時三十分

八 変更年月日

平成二十六年四月二日

二 届出年月日

平成二十六年二月二十六日

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニケーションプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計三十者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計二十者

ハ 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

ニ 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）地下駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分

（入庫は午後十時まで）

第一駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後）地下駐車場 午前六時三十分から午後十時三十分

第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十六年三月十七日

ニ 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役社長 山下國夫

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十七日外

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

ニ 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡二丁目八百三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）出入口ナンバーについては、手前交差点からの距離も短く、踏切も近くにあることから現在も混雑しています。緊急車両や市民バスの通過もあることから、右折入庫対策を含め渋滞対策及び事故防止対策について適切な対応をお願いします。

（二）出入口の緑化に当たっては、見通しの確保に配慮してください。

（三）児童生徒の登下校時の安全確保、対策を講じてください。

（四）深夜営業もあることから警備員の配置や青少年健全育成推進店への積極的な加入等、非行防止に配慮してください。

（五）開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第三百四十二号

平成二十五年埼玉県告示第千二百六十七号（平成二十五年度後期技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

三〇一の表に次のように加える。

一 三級	平成二十六年三月十六日（日）
機械検査、建築大工	

六イを次のように改める。

イ 技能検定合格者の発表

平成二十六年一月及び二月に学科試験を実施する職種にあつては同年三月十日（金）に、同年三月十六日（日）に学科試験を実施する職種にあつては同年三月二十八日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し、書面で通知する。

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十六年三月十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

一 鷲工産合同会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県越谷市宮前一丁目五番地五〇号

ハ 代表者の氏名

太田 勇

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十三）第六一二七七号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

一 鷲工産合同会社の代表社員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成二十五年九月十二日、東京地方裁判所から懲役三年（執行猶予四年）の判決を受け、平成二十五年九月二十七日、刑が確定した。

このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

埼玉県告示第三百四十五号

告 示

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十六年三月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社船木工務店	埼玉県さいたま市西区 三橋六丁目五五二番地 二	船木 雅人	埼玉県知事許可 （般 二一） 第六三七一一三号
有限会社アートメタル	埼玉県さいたま市見沼 区膝子三六七番地一	高橋 修	埼玉県知事許可 （般 二一） 第六三六五三号
E I N T E R I O R 株式会社	埼玉県さいたま市緑区 大字中尾九四六番地九	最上 博幸	埼玉県知事許可 （般 二二三） 第六五四二五号
猪飼石材施工	埼玉県川越市吉田新町 三丁目一三番二コーポ グリーンハウスC一〇 一	猪飼 孝太郎	埼玉県知事許可 （般 二二二） 第六四七三五号
飛鳥興業有限会社	埼玉県川口市南鳩ヶ谷 四丁目五番一五号	西田 利秋	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第六三七〇五号
有限会社芝建工	埼玉県川口市芝西二丁 目二四番二二二号	狭山 繁	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第五四六三七号
株式会社 Dyn e s	埼玉県川口市大字里一 一九〇番地六九	高尾 宏	埼玉県知事許可 （般 二二一） 第六一七三九号

商号又は名称	株式会社シミズ	主たる営業所の所在地	埼玉県所沢市若狭三丁目二五六三番地の一	代表者の氏名	清水 宏昭	許可番号	埼玉県知事許可 (般 二一) 第五四四〇八号
DSKホーム株式会社	埼玉県東松山市新宿町二二三番地六号	石塚 大介	埼玉県知事許可 (般 二二) 第六四九五三号	只野 敏行	埼玉県知事許可 (般 二一) 第五八九三〇号	有限会社只野建設	埼玉県蓮田市関山一丁目一番七号
株式会社平成八ウスアツプ	埼玉県ふじみ野市上福岡六丁目一〇番八号	相場 一男	埼玉県知事許可 (般 二一) 第六四二八八号	内田 昭	埼玉県知事許可 (般 二一) 第五五六二六号	株式会社本牧	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬五一七四番地一

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十六年埼玉県告示第九十七号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

測量計画機関であるさいたま県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

川口市、戸田市、蕨市地内

四 作業期間

平成二十五年十一月二十九日から平成二十六年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十七号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（二級基準点復旧測量）

三 作業地域

川口市安行藤八地内

四 作業期間

平成二十六年二月五日から平成二十六年六月十四日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市西区地内

四 作業期間

平成二十六年二月三日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量（改測））

三 作業地域

さいたま市岩槻区地内

四 作業期間

平成二十五年十二月二十六日から平成二十六年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画公園事業

五・五・〇三号 平方公園

三 事業施行期間

平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県越谷市大字平方字東前、字東田及び字南田地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第三百五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十六年三月二十日午前十時	中央住販株式会社	代表取締役 小島 勇一	埼玉県飯能市緑町六番地五 一〇二一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館 六D会議室

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県本庄市前原一丁目一番二十一号コスモ本庄前原六〇六号

新井 典子

二 取消年月日

平成二十六年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市緑区原山二丁目三十一番

株式会社パーソンズ

二 指定年月日

平成二十六年三月五日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>蕨停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>蕨市中央四丁目四四四二番一地从先から 同市北町二丁目三七番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月十二日 (午前九時五十分)</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>四二二・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成二十三年六月三日付け、さいたま県 土整備事務所長告示第十三号で告示し た道路予定区域の供用開始である。延長</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

菅谷寄居線	路線名
深谷市荒川字天神一五八番一地从先から同市荒川字原宿八四九番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十六年三月十一日	供用開始の期日
<p>平成二十四年十一月九日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三〇号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p> <p>延長三三七・七〇メートル</p>	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年二月十九日

指令川建セ第二三〇一二三二号

二 検査済証番号

平成二十六年三月五日

川建セ第二五〇一五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字西両表百六十四番十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町三丁目十六番三号 ソレアード A 二〇一

島田 武雄

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十六年三月十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第十一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十六年一月二十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字北側仲町七百三十七番八、七百三十八番一、七百三十八番四
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七十三・三〇メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル

告示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照實

種類	名称及び員数	所在地	所有者
有形民俗 文化財	合角ダム水没地域の民俗 資料 三千四百九十六点	埼玉県秩父郡小鹿野町 小鹿野百二十三番地	小鹿野町

告示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照實

種類	名称及び員数	所在地	所有者
天然記念物	中川低地の河畔砂丘群 志多見砂丘	埼玉県加須市馬内三番地一、三番地三、九番地一、九番地三、十三番地一	加須市

告示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり追加指定する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

種類	名称及び員数	所在地	所有者
古文書	喜多院日鑑 八冊	埼玉県川越市小仙波町 一丁目二十番地一	宗教法人喜多院
古文書	喜多院日鑑 一冊	埼玉県川越市三久保町 二番地九	川越市